

農業者向けの主な補助制度

令和8年4月現在

	事業名	補助主体	対象者	概要	補助率・限度額	詳細情報URL
1	新規就農者育成総合対策 ①経営発展支援事業	国	・認定新規就農者 (市町村から農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けたもの)	(通常枠)就農後の経営発展のために、機械・施設等の導入費用を支援します。 例)機械・施設等の導入費用が1,000万円の場合 ・支援額750万円 ・自己負担額250万円(融資活用が条件) (地域計画早期実現支援枠) 例)機械・施設等の導入費用が1,200万円の場合 ・支援額900万円 ・自己負担額300万円(融資活用が条件) ※支援を受けるには融資以外にも条件があります。 ※茨城県新規就農者育成方針に基づき②経営開始資金と併用不可	(通常枠)補助対象事業費上限1,000万円 (地域計画早期実現支援枠) 補助対象事業費上限1,200万円	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syounou/hatten.html
	新規就農者育成総合対策 ②経営開始資金		・認定新規就農者 (市町村から農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けたもの)	経営開始から1～3年目165万円/年(最大)。世帯収入が600万円(資金含む)を超えると停止となる場合があります。 ※夫婦で受給する場合、支援額は1.5倍となります。 ※支援を受けるにはその他条件があります。 ※交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は返還となります。 ※茨城県新規就農者育成方針に基づき①と併用不可	(補助限度額) 経営開始1～3年目 ・個人:165万円/年 ・夫婦:247.5万円/年	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syounou/roudou.html
2	新規就農経営支援補助金	市	市内に住所を有する18歳以上65歳未満の認定新規就農者 (市町村から農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けたもの)	補助対象経費は、農業経営に係る経費(種苗費、肥料費、農具費等)農業経営月数に応じて、ひと月につき最大5万円 年間最大60万円、最長3年間交付 ※新規就農者育成総合対策と重複受給不可	(補助限度額) ・60万円/年	つくば市 https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/s_higoto/nouringyo/1001754.html
3	スマート農業機械等整備支援事業	市	市内に住所を有する個人又は本店が所在する法人であって、以下のいずれかの者 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・地域計画のうち目標地区に位置付けられた者 (その他要件あり)	農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の維持、開始若しくは改善に必要な機械・設備等の導入に要する経費に対し補助します。 ※農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは補助対象外(中古品も対象。ただし、個人農業者間の売買など農機具販売を業とする者以外から購入するものは補助対象外) ※昨年度スマート農業推進事業又は農業機械等整備支援事業活用者は原則申請不可。ただし、有機JAS認証取得者又は農林水産省の定める「スマート農業技術カタログ」、「農業新技術_製品・サービス集」に掲載されているもの、「みどり投資促進税制の対象機械一覧」に掲載の機械・設備を購入する場合は再申請可	(補助率) ・1/2 (補助上限額) ・50万円	つくば市 https://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/s_higoto/nouringyo/20236.html
4	農地利用効率化等支援交付金	国	地域計画のうち目標地区に位置付けられた者	(融資主体支援タイプ) 地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要農業用機械・施設の導入を支援します。 ※融資を受けて必要な農業用機械・施設の導入を行うこと ※成果目標に直結するものであり、かつ、既存機械の単なる更新を行うものではないこと	3/10以内 等 (枠により補助限度額が異なる)	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/R6ni26.html
5	担い手確保・経営強化支援事業	国	地域計画のうち目標地区に位置付けられた者	地域計画が策定されている地域において、将来の労働力不足に対応する取組や、環境への負荷を低減し生産の持続可能性を高める取組など意欲的な取組により、経営構造の転換・経営の発展を図ろうとする地域の中核となる担い手が、融資を活用するなどして農業用機械・施設を導入する際に支援するもの。 ※融資を受けて必要な農業用機械・施設の導入を行うこと ※成果目標に直結するものであり、かつ、既存機械の単なる更新を行うものではないこと	(補助率) 1/2以内 等 (補助上限額) 個人 :1,500万円 法人 :3,000万円	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/R6ni_shien/index.html

農業者向けの主な補助制度

令和8年4月現在

	事業名	補助主体	対象者	概要	補助率・限度額	詳細情報URL
6	産地生産基盤パワーアップ事業	国	地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている農業者、農業者団体等	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を、すべての農作物を対象として総合的に支援します。 ※水稲50ha、露地野菜10ha、施設野菜5ha以上などの面積要件あり	1/2以内 等	茨城県 https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/sansin/nosan/pawaapu2.html 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/sanchipu.html
7	儲かる産地支援事業	県	農協、営農集団、農業法人、認定農業者等 ※受益農家戸数が3戸以上であること。先端技術導入については農業法人・認定農業者が1戸以上であること	生産性の向上や付加価値の向上、ICTや高性能機械など低コストで高品質な農産物が生産できる仕組の導入を進め、収益性の高い農業経営を実践するモデル的な担い手農家をより多く育成し、他の担い手に横展開させることで、「儲かる農業」の実現に向けた取組を支援します。 ※令和8年度の要件が未定のため、変更となる場合があります。	一般枠:1/3以内 有農枠:1/2以内	つくば市 ※詳細は、お問い合わせください。
8	環境保全型農業直接支払交付金	国	農業者が組織する団体等	農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行います。	取り組み内容に応じて面積あたり一定額を支援	農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyouchokubarai/mainp.html
9	特別栽培農産物等資材購入費補助金	市	茨城県特別栽培農産物認証者、有機JAS認証者	環境にやさしい農業の推進のために、化学合成農薬及び化学肥料を慣行栽培より5割以上削減して栽培を行い、茨城県の特別栽培農産物の認証を受けた農業者を、予算の範囲内において支援します。 ※県が算出した掛かり増し経費の一部を助成	水稲 1,800円以内/10a、 葉茎菜類3,000円以内/10a、 果樹3,600円以内/10a 等	つくば市 ※詳細は、お問い合わせください。
10	果樹振興事業費補助金	市	ブルーベリー・梨又はぶどう、地酒等の醸造用果樹の生産者(新規生産者含む)	①新規圃場整備に要する経費(苗木や肥料等の購入費用。ただしブルーベリーについては、改植など既存果樹園の整備も対象とします。) ②災害に強い園地整備に要する経費(多目的防災網等の資材購入費用)	1/2以内 ①上限15万円/10a ②上限20万円/10a	つくば市 ※詳細は、お問い合わせください。
11	水稲病害虫防除事業補助金	市	稲作農家及び稲作を営む団体	ウンカ類またはイネカメムシに効果のある防除薬剤(ネオニコチノイド系以外)を購入し使用した場合にその一部を補助します。	購入額(税抜き)の3分の1(水田の面積10aごとに2,000円上限)	つくば市 ※詳細は、お問い合わせください。

農業者向けの主な補助制度

令和8年4月現在

	事業名	補助主体	対象者	概要	補助率・限度額	詳細情報URL
12	つくば市有機JAS認証取得事業補助金	市	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者、認定新規就農者、つくば市地域計画の目標地図に位置づけのある農業者 有機JAS認証を始めて取得する者、有機JAS認証を更新継続する者 	有機JAS認証の取得に係る経費の一部を、予算の範囲内において補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ①有機JAS講習会の受講料 ②認証のための審査及び登録認証機関による調査等に係る経費 ①②実支出額の合計額の2分の1(補助上限額)10万円 	つくば市 ※詳細は、お問い合わせください。
13	つくば市有機農業生産資材購入補助金	市	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者、認定新規就農者、つくば市地域計画の目標地図に位置づけのある農業者 	有機栽培圃場の拡大に取り組む農業者に対して、土壌診断に基づく土づくりを行うために必要な有機質肥料や堆肥など、農業資材の購入費用の一部を予算の範囲内において補助します。	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象資材の実支出額の2分の1(補助上限額) ・土壌診断を実施した農地面積に対し25,000円/10a ・一経営体あたり500,000円 	つくば市 ※詳細は、お問い合わせください。
14	つくば市有機米栽培支援補助金	市	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者、認定新規就農者、つくば市地域計画の目標地図に位置づけのある農業者 つくば市再生協議会の耕作台帳に登録があり、かつ、有機JAS認証を受けた圃場で有機米栽培を行い、年度内に市場等に出荷する者 	除草や圃場管理など、慣行米栽培と比較して作業コストが大きい有機米栽培の推進に資する取組とするため、予算の範囲内において補助します。	(補助上限額) 補助対象農地の面積に対し10,000円/10a	つくば市 ※詳細は、お問い合わせください。
15	つくば市農業経営体支援補助金	市	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人又は所在する法人であって、以下のいずれかの者 認定農業者 認定新規就農者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者(その他要件あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ①農業における労働力確保を目的として、スポットワーク仲介事業者を活用した経営体に対し、利用料等の費用の一部を予算の範囲内において補助します。 ②農業における労働条件の改善から労働力確保を目的とし、冷却機能付き作業服等を購入する経営体に対し、購入費用の一部を予算の範囲内において補助します。 ※作業服等:冷却機能付き作業服、水冷式作業服、空調作業服	<ul style="list-style-type: none"> ①補助率1/2以内 上限50,000円 年間あたり4か月を補助対象期間とし、スポットワーク仲介事業者に支払う、消費税等を除く利用料及び振込手数料を補助対象とする。 ②補助率1/2以内 上限50,000円(1着あたり10,000円を上限とし、最大5着まで) 	つくば市 ※詳細は、お問い合わせください。

※令和8年4月時点の情報です。要綱制定前の事業についても掲載しているため、事業内容等が変更となる場合があります。

※補助事業の詳細(未掲載含む)については、農水省のHPにて御確認ください。

農水省HP:<https://www.maff.go.jp/>